

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会  
データの取扱いWG（第6回）  
議事概要

- 1 日時：令和4年4月19日（火）13:00～15:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員  
中村主査、板倉構成員、今村構成員、巽構成員  
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
  - ・ オブザーバー  
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長  
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長  
上原経営企画部調査室長  
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長  
西嶋オペレーション改革部長  
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官  
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
  - ・ 総務省  
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長  
情報流通行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、  
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
  - (1) 事務局 説明 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正（案）
  - (2) 意見交換
- 5 議事  
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
  - 事務局より、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説（以下、「ガイドライン解説」）の改正案について説明があった。
  - 事務局より、弁護士会照会は、改正後のガイドライン解説における記載を踏まえて最終的に弁護士会と日本郵便の双方が適切に対応できるオペレーションを組むことができるかが重要、ガイドライン解説にDV・ストーカー等事案との関連が窺われない照会に限ることと記載をしつつ弁護士会照会の事例を追記することにより土台を作った上で、本検討会終了後も、実務的な運用方法については、総務省がコミットしつつ、日本弁護士連合会及び日本郵便で引き続き議論していく必要

があると説明があった。

- 日本郵便から、各弁護士会で、ばらばらな書式により照会されても適切な照会であるかの判断が難しいので、この後の実務的な協議の場で書式や文言の統一を御願ひしていきたいと発言があった。
- ガイドライン解説における弁護士会照会の事例には、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨について、「表示して」発出した照会に係る者に限ると明記すべき。
- 令和3年に改正された個人情報保護法の第66条第2項第1号(安全管理措置)に関して、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた民間事業者も行政機関等と同じ安全管理措置を講じなければならないとされている。令和5年4月1日以降は行政機関等に地方公共団体の機関が追加されるため、そのタイミングに合わせて、ガイドライン及びガイドライン解説も改正する必要がある。
- 配達原簿の位置づけについて問われ、事務局から、配達原簿は、担当区域に郵便物を配達するための住所・居所に係る情報であり、配達原簿は転居届に係る情報と居住確認のお知らせへの回答をもとに作成されていること、個々の信書の送達によって原簿がつけられているものではなく、配達原簿によって個々の信書の内容や個々の信書の存在の有無が推知されるものではないため、配達原簿は、郵便法第8条第1項の「信書の秘密」には該当せず、ガイドライン解説には転居届に係る情報と同様に、郵便法第8条第2項の「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当することを記載することとする旨説明があった。また、配達原簿は、データベース化されており、個人情報保護法により個人データとして保護を受ける対象にもなること、検討会報告書案において、その内容にも言及することとしたいと説明があった。
- 日本郵便のデータ活用を促進するに当たっては、ガバナンスの確保が前提となる旨を、検討会の報告書に記載すべきある。

(以上)